

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2

◇ 公 告

- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】 5

北九州市告示第 3 6 1 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 4 年 8 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社福岡事業所
事業所長 溝田浩敏

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号
三菱ケミカル株式会社福岡事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の第 3 7 号イに掲げる洗浄施設
名称	水洗設備（N 6 1 7）
能力	製品 1 5 m ³ /日

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	間欠
1 日当たりの使用時間	2 0 時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの量及

び汚染状態

汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 27 最大 27
水素イオン濃度	通常 6～8 最大 6～8
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 9 最大 9
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 1 最大 1

(4) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 1排水口

イ 排水量及び汚染の状態

項目	設置前	設置後
排水水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 17,995 最大 20,006	同左
水素イオン濃度	通常 5～9 最大 5～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 22.1 最大 38	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 26.4 最大 40	同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/ℓ)	通常 - 最大 1	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 32.9 最大 60	同左
^{りん} 含有量 (mg/ℓ)	通常 1.35 最大 4.8	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年8月25日から同年9月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和4年9月15日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 591 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 8 月 25 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 4 年 8 月 25 日 第 955203 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市八幡西区楠橋下方一丁目 1297 番 5	33.90	4.00